



# WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3232  
関市桜本町 2-32-4 エレガンスみやもと 302  
電話：0575-24-3757 FAX：0575-24-3757  
e-mail：hata50911@gmail.com



## 求職者とのミスマッチ解消につながる職場情報提供の手引きが策定されます

### ◆ミスマッチ解消のカギは情報提供

働き方のニーズが多様化し、求職者が求める情報を提供してミスマッチ解消につなげることが重要になっています。

一方で、厚生労働省はヒアリング等の結果、一度に提示される情報量が多いと求職者が煩雑に感じる事等が確認されたことから、情報は求職者等の求めに応じて柔軟に提供していくことが適切として、求職者への職場情報提供に当たっての手引きの策定が進められています。

### ◆関心は所属予定部署に関する情報

案では、求職者等が求める情報として「職場環境に関する情報」ではテレワーク、女性活躍、男性育休取得率、育児休業、短時間勤務の状況等、「労働条件・勤務条件」では賃金（昇給等の中長期的な見直し含

む）所定外労働時間（残業時間）、有給休暇取得率等、が挙げられています。

またヒアリング結果を踏まえ、企業単位の情報に加えて、所属予定部署に係る情報等も示すことが望ましいとされています。

### ◆掲載方法の工夫で読みやすく

掲載する情報量については、採用サイトや求人票には募集に当たって必要十分な情報のみを開示し、人的資本に関する情報は求職者等が自身の関心に依りて閲覧できるようにリンクを設置して別のページに掲載する、といった工夫の仕方が示されています。

### ◆中小企業に適した方法

ウェブサイトの整備や掲載する情報更新に係る負担が懸念される中小企業向けの方法として「しょくばらぼ」の活用が示され、ハローワークインターネットサービスと連携して無料で情報を閲覧できる、といったメリットが挙げられています。

【厚生労働省「第205回労働政策審議会職業安定分科会資料」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_030127159\\_001\\_00070.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_030127159_001_00070.html)

## 短い期間での工事契約を禁止する建設業法などの改正案が閣議決定

### ◆労働者の処遇改善

- ① 建設業者に対して労働者の処遇確保を努力義務化するとともに、国は当該処遇確保に係る取組状況を調査・公表
- ② 労務費等の確保と行き渡りのため、中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告することとし、受注者および注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積り書の作成や変更依頼を禁止（違反発注者には国土交通大臣等が勧告）
- ③ 併せて、受注者における不当に低い請負代金による契約締結を禁止

### ◆資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ① 資材高騰など、請負代金や工期に影響を及ぼす事象（リスク）がある場

合、請負契約の締結までに受注者から注文者に通知するよう義務化する。また、資材価格変動時における請負代金等の「変更方法」を契約書の記載事項として明確化

- ② 注文者に対し、当該リスク発生時は誠実に協議に努めることを努力義務化

### ◆働き方改革と生産性向上

- ① 長時間労働を抑制するため、受注者における著しく短い工期による契約締結を禁止
- ② ICT活用等を要件に、現場技術者に係る専任規制や、公共工事における施工体制台帳提出義務を合理化
- ③ ICT活用による現場管理の「指針」を国が作成し、特定建設業者や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

【国土交通省「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定～建設業の担い手を確保するため、契約取引に係るルールを整備～】  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsusugyo13\\_hh\\_000001\\_00221.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsusugyo13_hh_000001_00221.html)

## 4月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

15日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出〔市区町村〕

30日

- 預金管理状況報告の提出〔労働基準監督署〕
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>〔労働基準監督署〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>

- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付〔都道府県・市町村〕
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期>〔郵便局または銀行〕  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。  
・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間（4月1日から20日または第1期目の納期限までのいずれか遅い日以降の日までの期間）

## ★当事務所よりひとこと★

別紙チラシの通り、令和6年3月分（4月納付分）からの健康保険料率（引上げ）と介護保険料率（引下げ）が変更になりました。また、令和6年度（令和6年4月1日より）の雇用保険料率は、令和5年度の雇用保険料率と同率です。

給料計算において注意が必要となります。  
ご不明な点がございましたらいつでもご相談下さい。